



献体のしおり

明日の医療を担う優れた医師の育成と
安心を届ける新たな医療技術の開発のために

鳥取大学医学部

目次

献体のお願い	1
医学教育:医学生の学びと研究のために	2
臨床解剖教育:優れた臨床医育成のために	3
医療技術開発:新たな医療機器・手術手技の開発のために	4
献体の手続き等について	5
1. 生前のお手続き	5
(1) 献体していただける方	5
(2) 献体登録のお手続き	5
2. 献体登録の撤回等のお手続き	6
3. 献体登録された方がお亡くなりになったときのお手続き	6
(1) 献体の流れ(ご遺族または病院・施設スタッフの方)	6
(2) ご準備いただく書類	7
4. ご遺骨の返還	7
5. 慰霊と埋納	8
6. 経費	8
7. 謝礼等について	8
8. 各種画像撮影(X 線 CT、MR、内視鏡等)及び重要な所見の研究活用と保存について	9
9. 医療学校の学生および医師、医療技術開発関係者の見学について	9
献体賛同及び申込書(様式1(表面))	10
献体同意書(様式1(裏面))	11
献体登録の取り消し・変更届(様式2)	12
献体承諾書(様式3)	14
埋納依頼書(様式4)	16
死亡診断書(死亡届の右半分)	18
死体解剖保存法	19
医学及び歯学の教育のための献体に関する法律	22
献体者に対する感謝状贈呈要項	24
献体に関して、よくあるご質問とお答え	26
【献体を考えるにあたって】	26
【献体登録】	27
【献体登録者がお亡くなりになったとき】	29
【そのほか献体に関する事項】	31
鳥取大学医学部慰霊碑	33
【献体の手続き等に関する連絡先】	34



献体のお願ひ

鳥取大学医学部
医学部長 永島 英樹

鳥取大学医学部での教育・研究および医療活動には、これまでも多くの方々から温かいご支援とご協力をいただいておりますことを、まずは深く感謝申し上げます。

医学教育の基本は正常な人体の構造の理解にあります。解剖学実習はまさにその中核を担う教育科目であり、医学生は複雑な人体の構造を時間をかけてくまなく学びとってまいります。さらにこの実習を通して、ご献体として自らのお身体をご提供してくださった故人、さらに、肉親の情を超えて献体に同意してくださったご家族の思いを胸に刻み、そのお気持ちに応えるべく、優れた医師・医学者になろうとより一層意識を高めてまいります。解剖学実習は、医師を目指す学生が確固とした倫理観やプロフェッショナリズムを涵養する重要な機会でもあります。

医師となって診察・治療にあたる際にも、人体の詳細な構造を十分把握しておくことは、安全で確実な医療を提供するために欠かせません。そのため、初めて手術を行う医師のみならず、練度の高い医師であっても、あらかじめ、人体模型などで手術手技を確かめてから患者さんに向き合います。しかし、これらがいくら精巧であっても実際の人体に到底及ぶものではありません。そこで近年、多くの大学では医師がご献体を用いて詳細な解剖を行い、手術手技の検討を行っています。本学医学部も臨床解剖教育研修センターを設置し、2019年11月から、医師を対象に臨床解剖教育と手術手技研修を開始し、着実に医療技術の向上と医療安全の推進につながっています。

こうした安全で安心な医療を提供できる人材の育成に加え、現場の医師の声を反映させた新たな医療機器や手術手技を開発し、実用化することも患者さんの負担軽減に必要です。こうした取り組みでは、コンピューターシミュレーションや模型を用いた実験などを何度も繰り返し、完成度を高めていきますが、最終的にはご献体での検証なくしては医療に用いることはできません。附属病院は2024年4月に鳥取大学ロボット手術研修開発センターを設け、本学工学部や企業と連携して医療技術の開発と実用化を促進するための体制を整えました。

皆様におかれましては、このような鳥取大学医学部の取り組みにご理解とご賛同を賜り、献体に格別なご厚情を切望する次第です。

医学教育：医学生の学びと研究のために

医学部解剖学講座
教授 海藤 俊行

日頃より、鳥取大学医学部の解剖学教育にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

医師は、患者さんの命を守るため、日々医療の現場で力を尽くしております。その診療の基盤となるのが、人体の構造に関する正確な知識です。このため、人体解剖学の修得は、医師を育成するうえで欠かすことのできない、大切な学びとなっております。

人体は、どのような精密機械でも再現できないほど複雑で精巧にできており、その理解には書籍やデジタル教材なども有用ではありますが、実際にご献体を通じて行う解剖学実習で得られる学びには、到底及びません。

現代の医療技術は目覚ましい発展を遂げていますが、がん、心疾患、脳血管疾患など、いまだ克服すべき病は数多く存在します。さらに、手術支援ロボットをはじめとする高度な医療を、安全かつ的確に行うためにも、より深い人体解剖の知識が求められております。

鳥取大学医学部では、解剖学教員の指導のもと、2年次に医学生が解剖学実習に取り組んでおります。その後も、学修の振り返りや臨床解剖教育、基礎医学研究などを通じて、ご献体を解剖する機会をいただいております。こうした学びの機会は、医学知識の修得にとどまらず、命の尊さや医の倫理を心に刻む、かけがえのない経験となっております。

鳥取大学医学部における医師の育成は、献体してくださった方々、そしてご家族・ご親族のご理解とご厚意なくしては成り立ちません。おかげさまで、医学部創設以来、解剖学教育を滞りなく継続することができておりますことを、あらためて深く感謝申し上げます。

今後とも、解剖学実習をはじめとする鳥取大学医学部の医学教育の重要性をご理解のうえ、献体事業へのご賛同とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

臨床解剖教育：優れた臨床医育成のために

医学部臨床解剖教育研修センター
センター長 黒崎 雅道

医学生は、解剖学実習を通して人体の構造のみならず、医師としての確固とした倫理観、職業意識を学びます。また、医師となり手術を行う際にも人体の詳細な構造を正確に把握しておくことは大切であり、初めて手術を行う若手医師のみならず、高難度の手術を行う医師は、クリニカル・アナトミー・ラボと呼ばれる施設でご献体を用いた手術手技研修(臨床解剖教育)を行う必要があります。

多くの神経や血管が密集している頭蓋底部の外科的治療は高難度であり、その手術術式は日進月歩です。2001年11月にアメリカ合衆国デューク大学にて、「神の手をもつ」脳神経外科医として高名であった故福島孝徳教授のもとで手術手技研修を受ける機会を得ました。この研修こそが脳神経外科領域の微小解剖や手術術式を学ぶ最良の方法であるという考えに至り、私の脳神経外科医人生の大きな転機となりました。

クリニカル・アナトミー・ラボは、以前は、海外あるいは国内の限られた大学にしかありませんでしたが、ここ鳥取大学において、医療技術の向上、医療安全の推進、医学研究の発展、医療機器の研究開発などを目的として、2019年3月に「臨床解剖教育研修センター」という名称で設置されました。同年11月から研修が始まり、最大限の礼意を持ってご献体に向き合い、ご献体から学ばせていただくという姿勢のもと、現在までに、脳神経外科をはじめ、耳鼻咽喉・頭頸部外科、整形外科、泌尿器科、消化器外科、女性診療科などの多くの診療科が当センターにおいて手術手技研修を行っております。本センターは、山陰地域の医師を中心とした研修に加え、全国トップレベルの技術を持つ医師を講師に招いた研修も実施しています。一方で、本院医師が講師となり、全国各地の医師に優れた技術を提供することで、山陰地域にとどまらず全国の医療を支える取り組みも行っています。将来的には医療の発展を切望する海外の医師の技術支援も展開していきたいと考えています。

私どもは、ご献体を用いた研修を通して、患者さんに最良の医療をお届けすることができるよう日々精進しております。これもひとえに、献体していただいた皆様のご遺志とご遺族の深いご理解によるものと心より感謝申し上げますとともに、今後も臨床解剖教育のための献体についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

医療技術開発：新たな医療機器・手術手技の開発のために

鳥取大学ロボット手術研修・医療機器イノベーションセンター
センター長 藤原 和典

鳥取大学医学部附属病院では、「地域と歩む高度医療の実践」を理念とし、医学部全体が一体となって質の高い医療の提供に取り組んでいます。2011年には、全国に先駆けて低侵襲外科センターを設立し、安全なロボット支援手術の実践および全国への普及活動に注力してきました。また、2017年には新規医療研究推進センターを設立し、治験や臨床研究、医薬品や医療機器の開発支援体制を整備しました。さらに、2024年には附属病院に鳥取大学ロボット手術研修開発センターを開設し、低侵襲外科センターと協力して若手医師の教育を強化するとともに、患者さんの負担を軽減し術後の生活を快適にする新たな術式の開発を目指しています。また、新規医療研究推進センターと連携し、病院職員が日常診療で感じる「こんな医療機器があれば」という発想から新しい医療機器を開発し、患者さんにとって有益となる取り組みを山陰地区から広く発信していきます。

献体していただいたお身体の解剖は大変心苦しい行為ではありますが、新しい術式や高度な医療機器の開発において、ご遺体を解剖させていただくことで新たな発見や実現可能性の判断ができるようになります。ご献体を用いた医療技術開発を行える施設は国内ではまだ限られていますが、徐々に増加傾向にあります。実際には、シミュレーション等で十分検証し、開発した機器や技術であっても、臨床の場で初めて試みることは安全性からも難しく、ご献体による検証がなければ技術開発が進まないことも多々あります。私たちの取り組みは、将来、手術現場などで活用され、患者さんの生命と健康を守ることに繋がります。医療技術や医療機器の開発は医師の育成と同様に欠かすことのできない取り組みです。こうした趣旨にご賛同いただき、献体についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

献体の手続き等について

鳥取大学医学部で取り組んでいる医学教育(p.2)、臨床解剖教育(p.3)および医療技術開発(p.4)のための解剖の重要性をご理解いただき、献体事業へのご協力をお願いしています。

ご献体は、「死体解剖保存法(p.19-21)」および「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律(p.22-23)」に基づいて、医学教育では医学生とそれを指導する教員、臨床解剖教育および医療技術開発では臨床医を主とし、併せて医学生や指導教員が解剖をさせていただきます。

1. 生前のお手続き

献体していただくためには、生前にご本人様のお申し出による献体登録が必要です。なお、献体登録については撤回および同意内容を変更することも可能です。その場合は「2. 献体登録の撤回等のお手続き」をご覧ください(p.6)。

(1) 献体していただける方

鳥取県全域と島根県安来市及び松江市周辺にお住まいの方を対象とさせていただきます。お住まいの地域が対象に含まれるか否かご不明な場合は、担当事務(p. 34)にお問い合わせください。

(2) 献体登録のお手続き

【ご本人様】

献体をお考えの方は、ご家族・ご親族の皆様とご相談のうえ、「**献体賛同及び申込書**」(p.10 様式1(表面))に必要事項をご記入、ご署名ください。なお、身寄りのない場合であってもご登録いただけます。

ご家族・ご親族のなかに反対の方がおひとりでもいらっしゃる場合は、献体していただけません。あらかじめ皆様の同意を得ていただく必要があります。

【ご家族・ご親族の皆様】

ご本人様とご相談のうえ、「献体同意書」(p.11 様式1(裏面))にご記入ください。なお、同意のご署名はお1人でも差し支えはありません。ご家族、ご親族がいらっしゃらない場合は、民生委員の方や後見人、施設や病院の長等のご署名を得てください。

なお、「献体同意書」は、「献体賛同及び申込書」と一体(表裏の関係)である必要があります。様式1をコピーして使用される際には必ず両面印刷としてください。

作成していただいた様式は、担当事務宛(p.34)にご郵送ください。後日、「献体登録証」をお送りいたします。

2. 献体登録の撤回等のお手続き

献体登録を完了後に撤回もしくは同意内容の変更を希望される場合は、「献体登録の取り消し・変更届」(p.12 様式2)に必要事項をご記入、ご署名いただき、担当事務宛(p.34)に郵送してください。献体登録の取り消しや内容変更について、お電話でご相談いただくことは可能ですが、ご本人様の確認のために、最終的には必ず必要書類を郵送してください。

なお、献体登録を撤回もしくは同意内容を変更されても、ご本人様やご家族の皆様に何ら不利益が生じることはありません。

3. 献体登録された方がお亡くなりになったときのお手続き

(1) 献体の流れ（ご遺族または病院・施設スタッフの方）

まず、巻末にお示ししている「(2) 献体登録者がお亡くなりになった場合の連絡先」(p. 34)にご連絡ください。担当事務がご登録状況を確認のうえ、折り返し電話でご連絡を差し上げます。その際、献体の受け入れについてご説明いたし

ます。また、ご遺体をお迎えに伺う時間等のご相談もさせていただきます。なお、夜間や土日、祝祭日の場合は平日とは対応が異なり、お時間をいただくことがありますのであらかじめご了承ください。

準備が整い次第、大学が委託した業者が寝台車でお迎えに上がります。基本的に棺等はお迎えの際に業者がお持ちしますが、ご家族で葬儀を執り行われる等で棺が不要の場合は必ずお知らせください。

損傷や死後の変化などご遺体の状態によっては、献体のご登録があってもお受けできない場合もございます。

(2) ご準備いただく書類

お迎えに際して、次の書類①～③または①～④がそれぞれ 1 部必要です。ご準備のうえ、お迎えに上がった業者の係員にお渡しください。

- ①「**献体承諾書**」(p.14 様式3)：ご遺族がご記入ください。
- ②「**死亡診断書**」のコピー：死亡診断書は、死亡届とともに医師が記載します。原本は市町村役場にご提出いただくことになるので、死亡診断書の部分(参考:p.18)のコピーを 1 部ご準備ください。
- ③「**埋・火葬許可証**」または「**献体許可証**」：死亡届を提出後に市町村役場が発行します。当日のご準備が難しい場合は、後日、担当事務宛(p.34)にご郵送していただいても結構です。

【大学の慰霊施設にご遺骨の埋納を希望される場合】

- ④「**埋納依頼書**」(p.16 様式4)：お迎えに上がる係員に他の必要書類とともにお渡しください。

4. ご遺骨の返還

大学にご遺体が到着すると、すぐに保存処置を行います。

医学教育のために解剖をさせていただく場合は、頭骨の一部を火葬に付し

て、2～3週間後にご遺族へご遺骨をお返しいたします。なお、斎場が混雑している場合は遅延することもございます。あらかじめご了承ください。

臨床解剖教育および医療技術開発のために解剖させていただく場合は、医学教育の解剖手順とは異なり、ご遺骨の返還には1年ほどかかります。なお、ご遺骨をお返しする日については、あらためて事務担当からご連絡いたします。

5. 慰霊と埋納

解剖させていただいた後のご遺体は、鳥取大学が責任を持って火葬をさせていただきます。

毎年5月には、本学医学部記念講堂において、ご遺族の皆様のご臨席を賜り慰霊祭を行います。また、慰霊祭に引き続き、大学構内の埋納施設において、解剖させていただいた故人のご遺髪および埋納を希望されるご遺骨の埋納式を行います。

慰霊祭および埋納式の日程等については、担当事務からご連絡を差し上げます。

6. 経費

大学にご遺体を送り出していただく際に必要となる棺や搬送にかかる費用、火葬にかかる費用はすべて大学で負担いたします。なお、ご家族の皆様がご葬儀等を執り行う場合の費用は大学では負いかねますのでご了承ください。

7. 謝礼等について

献体していただいた方々には、文部科学大臣から感謝状が贈られます(p.25参照)。なお、献体に際して、謝礼金や医療機関での優遇等はございませんのでご了承ください。

8. 各種画像撮影（X線CT、MR、内視鏡等）及び重要な所見の研究活用と保存について

医学教育、臨床解剖教育および医療技術開発では、あらかじめご献体の状態を把握しておくために、X線CT撮影をはじめとした様々な画像撮影を行わせていただきます。ご献体によっては撮影画像や解剖によって貴重な所見や症例が見いだされることがあります。このような場合は、必要に応じて本学の倫理審査を受け、承認を得たうえで研究等に活用させていただいたり、撮影データや臓器を大学で永く保存し、今後の教育・研究活動に使用させていただいたりすることがあります。

9. 医療学校の学生および医師、医療技術開発関係者の見学について

医療系大学及び専門学校に所属する学生や教員、医師や看護師をはじめとした医療従事者および医療技術開発等に携わる関係者をご献体の解剖の際に見学者として受け入れることがあります。解剖見学は、人体の成り立ちを理解するためのかけがえのない機会であり、様々な立場で医療に携わる優れた人材の育成に加え、医療安全の向上に役立つものと考えております。

見学者については、献体の趣旨をよく理解させたいという見学させますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

献体賛同及び申込書

裏面の「同意書」にも必ずご記入ください。

年 月 日

鳥 取 大 学 医 学 部 長 殿

鳥取大学医学部における医学教育の趣旨 (p.2)、臨床解剖教育の趣旨 (p.3)、医療技術開発の趣旨 (p.4) のすべて、または、いずれかに賛同し、遺体を貴学に提供することを申し込みます。

【賛同者】

(ご本人) 氏 名 : _____

お名前の読み(ふりがな) : _____

生年月日と性別 : 大正 昭和
平成 令和 年 月 日 男・女

〒
住 所 : _____

電 話 : () -

- 医学教育、臨床解剖教育、医療技術開発のすべてにご賛同いただける場合は以下のご記入は必要ありません。
- いずれかのみご賛同いただける場合は、次の【献体を控えたい項目】にご記入ください。

【献体を控えたい項目】

該当する項目の□にチェック (✓) を付けてください。

☐ **臨床解剖教育** (p.3) への献体は控えます。

☐ **医療技術開発** (p.4) への献体は控えます。

献 体 同 意 書

- 献体に賛同及び申込をされる方 (p.10) のご親族等がご記入する様式です。
- ご親族の同意は、お1人でも結構です。
- ご親族がいらっしゃらない場合は、民生委員や後見人、施設の長の方がご記入ください。

年 月 日

鳥 取 大 学 医 学 部 長 殿

賛同者（献体登録者）が鳥取大学医学部に献体することを同意いたします。

【同意者】

（ご親族）氏 名： _____

続 柄： _____

〒

住 所： _____

電 話： () —

【同意者】

（ご親族）氏 名： _____

続 柄： _____

〒

住 所： _____

電 話： () —

【事務担当記載欄】

登録番号：

献体登録の取り消し・変更届

年 月 日

鳥 取 大 学 医 学 部 長 殿

貴学への献体に賛同しているもののうち、次の項目については賛同を取り消します。

該当する項目の□にチェック（✓）を付けてください。
 献体そのものを辞退する場合は、すべての項目にチェックをつけてください。

☐ 医学教育(p.2)

☐ 臨床解剖教育(p.3)

☐ 医療技術開発(p.4)

【賛同者（献体登録者）】

(ご本人) 氏 ^{ふりがな} 名： _____ (男・女)

生年月日： ^{大正 昭和}
^{平成 令和} _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒

住 所： _____

電 話： (_____) _____ - _____

差し支えなければ取り消し・変更の理由をご記入ください。

献 体 承 諾 書

賛同者 (献体登録者) がお亡くなりになられた際に、ご遺族がご記入ください。

年 月 日

鳥 取 大 学 医 学 部 長 殿

【賛同者 (献体登録者)】

(ご本人) 氏 ^{ふりがな} 名 : _____ (男 ・ 女)

生年月日 : ^{大正 昭和}
^{平成 令和} _____ 年 _____ 月 _____ 日

〒

住 所 : _____

上記の献体登録者が、「死体解剖保存法」及び「医学及び歯学の教育のための献体に関する法律」(p.19-23)の規定に基づいて解剖されることを承諾します。

【承諾者】

(ご遺族) 氏 ^{ふりがな} 名 : _____

〒

住 所 : _____

献体者との続柄 : _____

電 話 : (_____) _____

埋 納 依 頼 書

大学の慰霊施設にご遺骨の埋納をご希望される場合は、ご遺族がご記入ください。

年 月 日

鳥 取 大 学 医 学 部 長 殿

【献体登録者】

ふりがな
氏 名： _____ （ 男 ・ 女 ）

大正 昭和
平成 令和
生年月日： _____ 年 月 日 （享年 歳）
〒

住 所： _____

死亡年月日： 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

死亡場所： _____

上記の献体登録者の遺骨は引き取りませんので、貴学での埋納を依頼します。

【依頼者】

ふりがな
氏 名： _____
〒

住 所： _____

献体者との続柄： _____

死 亡 診 断 書（死亡届の右半分）

「死亡診断書」についてはコピーをご提出ください。原本は市町村役場で「埋・火葬許可証」または「献体許可証」を発行してもらう際に必要となります。

見 本

死亡診断書（死体検案書）

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

記入の注意

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。
夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。
I欄では、各傷病について
・発病の型（例：急性）
・病因（例：病原体名）
・部位（例：胃噴門部がん）
・性状（例：病理組織型）
等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満期前」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満期後の分娩中」と書いてください。
産後1年未満の死亡の場合は「妊娠満期前、産後満期日」と書いてください。

I欄及びII欄に關係した手術について、術式及びその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。
「5煙、火災及び火傷による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、庭等をいい、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどういった状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

氏名の欄には、医師本人が署名してください。記名押印は原則不可です。

氏 名	1男 2女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和	年 月 日	午前・午後 時 分
死亡したとき	令和 年 月 日	午前・午後 時 分			
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別 (死亡したところの種別1～5)	死亡したところ 番 地 番 号			
死亡の原因	I (ア)直接死因 (イ)(ア)の原因 (ウ)(イ)の原因 (エ)(ウ)の原因 II 直接には死因に關係しないがI欄の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間 ◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3ヵ月、5時間20分)			
手術	1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	令和 平成 年 月 日	昭和
解剖	1無 2有	主要所見			
死 因 の 種 類	I 病死及び自然死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火傷による傷害 6窒息 7中毒 8その他 } 外因死 その他及び不詳の外因死 { 9自殺 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死				
外 因 死 の 追 加 事 項	傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分 傷害が発生したところの種別 1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 () ◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください 傷害が発生したところ 都道 市 区 府県 郡 町村 手段及び状況				
生 後 1 年 未 満 で 病 死 した 場 合 の 追 加 事 項	出生時体重 グラム 妊娠・分娩時における母体の病態又は異状 1無 2有	単胎・多胎の別 1単胎 2多胎 (子中第 子) 母の生年月日 昭和 平成 年 月 日 令和	妊娠週数 満 週 前回までの妊娠の結果 出生児 人 死産児 胎 (妊娠満22週以後に限る)		
その他特に付言すべきことがら					
上記のとおり診断(検案)する			診断(検案)年月日	令和 年 月 日	
〔病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所〕			本診断書(検案書)発行年月日	令和 年 月 日	
(氏名) 医師			番地 番 号		

死 体 解 剖 保 存 法

(昭和24年6月10日法律第204号)

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合

二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合

三 第八条の規定により解剖する場合

四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条（同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合

五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第六十四条第一項又は第二項の規定により解剖する場合

六 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十三条第二項の規定により解剖する場合

七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第一項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により解剖する場合

2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。

3 第一項の規定による許可に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三条 厚生労働大臣は、前条第一項第一号の認定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 医師又は歯科医師がその免許を取り消され、又は医業若しくは歯科医業の停止を命ぜられたとき。

二 この法律の規定又はこの法律の規定に基く厚生労働省令の規定に違反したとき。

三 罰金以上の刑に処せられたとき。

四 認定を受けた日から五年を経過したとき。

第四条 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定又はその認定の取消を行うに当つては、あらかじめ、医道審議会の意見を聞かなければならない。

2 厚生労働大臣は、第二条第一項第一号の認定をしたときは、認定証明書を交付する。

3 第二条第一項第一号の認定及びその認定の取消に関して必要な事項は、政令で定める。

第五条及び第六条 削除

第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合
- 二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、かつ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待つては其の解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合
- 三 第二条第一項第三号、第四号又は第七号に該当する場合
- 四 食品衛生法第六十四条第二項の規定により解剖する場合
- 五 検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

第八条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

第九条 死体の解剖は、特に設けた解剖室においてしなければならない。但し、特別の事情がある場合において解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けた場合及び第二条第一項第四号に掲げる場合は、この限りでない。

第十条 身体の正常な構造を明らかにするための解剖は、医学に関する大学において行うものとする。

第十一条 死体を解剖した者は、その死体について犯罪と関係のある異状があると認めたときは、二十四時間以内に、解剖をした地の警察署長に届け出なければならない。

第十二条 引取者のない死体については、その所在地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下同じ。）は、医学に関する大学の長（以下「学校長」という。）から医学の教育又は研究のため交付の要求があつたときは、その死亡確認後、これを交付することができる。

第十三条 市町村長は、前条の規定により死体の交付をしたときは、学校長に死体交付証明書を交付しなければならない。

2 前項の規定による死体交付証明書の交付があつたときは、学校長の行う埋葬又は火葬については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条第一項の規定による許可があつたものとみなし、死体交付証明書は、同法第八条の規定による埋葬許可証又は火葬許可証とみなす。

第十四条 第十二条の規定により死体の交付を受けた学校長は、死亡の確認後三十日以内に引取者から引渡の要求があつたときは、その死体を引き渡さなければならない。

第十五条 前条に規定する期間を経過した後においても、死者の相続人その他死者と相当の関係のある引取者から引渡の要求があつたときは、その死体の全部又は一部を引き渡さなければならない。但し、その死体が特に得がたいものである場合において、医学の教育又は研究のためその保存を必要とするときは、この限りでない。

第十六条 第十二条の規定により交付する死体についても、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）に規定する市町村は、遅滞なく、同法所定の手続（第七条の規定による埋火葬を除く。）を行わなければならない。

第十七条 医学に関する大学又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の規定による地域医療支援病院、特定機能病院若しくは臨床研究中核病院の長は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、遺族の承諾を得て、死体の全部又は一部を標本として保存することができる。

2 遺族の所在が不明のとき、及び第十五条但書に該当するときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第十八条 第二条の規定により死体の解剖をすることができる者は、医学の教育又は研究のため特に必要があるときは、解剖をした後その死体（第十二条の規定により市町村長から交付を受けた死体を除く。）の一部を標本として保存することができる。但し、その遺族から引渡の要求があつたときは、この限りでない。

第十九条 前二条の規定により保存する場合を除き、死体の全部又は一部を保存しようとする者は、遺族の承諾を得、かつ、保存しようとする地の都道府県知事（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない。

2 遺族の所在が不明のときは、前項の承諾を得ることを要しない。

第二十条 死体の解剖を行い、又はその全部若しくは一部を保存する者は、死体の取扱に当つては、特に礼意を失わないように注意しなければならない。

第二十一条 学校長は、第十二条の規定により交付を受けた死体については、行旅病人及行旅死亡人取扱法第十一条及び第十三条の規定にかかわらず、その運搬に関する諸費、埋火葬に関する諸費及び墓標費であつて、死体の交付を受ける際及びその後必要としたものを負担しなければならない。

第二十二条 第二条第一項、第十四条又は第十五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第九条又は第十九条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。但し、第二条第一項第一号の認定及び審査会に関する部分は、公布の日から施行する。

2 大学等へ死体交付に関する法律（昭和二十二年法律第百十号。以下旧法という。）及び死因不明死体の死因調査に関する件（昭和二十二年厚生省令第一号。以下旧令という。）は、廃止する。

3 旧令第二条第一項の規定による監察医は、第八条の規定による監察医とみなす。

7 この法律施行の際現に標本として保存されている死体については、第十九条の規定を適用しない。

8 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十八条の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第二条第一項第二号、第六条第一項、第十条又は第十二条の規定による大学とみなす。

医学及び歯学の教育のための献体に関する法律

(昭和58年5月25日法律第56号)

(目的)

第一条 この法律は、献体に関して必要な事項を定めることにより、医学及び歯学の教育の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「献体の意思」とは、自己の身体を死後医学又は歯学の教育として行われる身体の正常な構造を明らかにするための解剖(以下「正常解剖」という。)の解剖体として提供することを希望することをいう。

(献体の意思の尊重)

第三条 献体の意思は、尊重されなければならない。

(献体に係る死体の解剖)

第四条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その死体の正常解剖を行おうとする者は、死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)第七条本文の規程にかかわらず、遺族の承諾を受けることを要しない。

一 当該正常解剖を行おうとする者の属する医学又は歯学に関する大学(大学の学部を含む。)の長(以下「学校長」という。)が死亡した者が献体の意思を書面により表示している旨を遺族に告知し、遺族がその解剖を拒まない場合

二 死亡した者に遺族がない場合

(引取者による死体の引渡し)

第五条 死亡した者が献体の意思を書面により表示しており、かつ、当該死亡した者に遺族がない場合においては、その死体の引取者は、学校長から医学又は歯学の教育のため引渡しの要求があったときは、当該死体を引き渡すことができる。

(記録の作成及び保存等)

第六条 学校長は、正常解剖の解剖体として死体を受領したときは、文部科学省令で定めるところにより、当該死体に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 文部科学大臣は、学校長に対し、前項の死体に関し必要な報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第七条 文部科学大臣は、献体の意思を有する者が組織する団体に対し、その求めに応じ、その活動に関し指導又は助言をすることができる。

(国民の理解を深めるための措置)

第八条 国は、献体の意義について国民の理解を深めるため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

献体者に対する感謝状贈呈要項

昭和 57 年 8 月 6 日
文部大臣設定

(趣 旨)

第1 大学の医学部（医学専門学群を含む。以下同じ。）又は歯学部における解剖学教育のために献体した故人に対し、文部大臣の感謝状を贈呈することにより、献体に対する社会の理解を深め、もって、医学教育及び歯学教育の充実向上に資するものとする。

(対象者)

第2 感謝状贈呈の対象者は、生存中に、医学部又は歯学部の解剖学教育のために、自己の遺体の解剖について、書面による承諾をしていた者（以下「献体者」という。）とする。

(推 薦)

第3 感謝状は、献体者の遺体を受領した大学の学長の推薦に基づいて贈呈する。

2 前号の推薦は、別紙様式1による推薦名簿及び献体者の生存中における書面による承諾のあったことを明らかにする資料を添付し行うものとする。

(贈 呈)

第4 感謝状は、前項の推薦を行った学長を経由して、贈呈するものとする。

(様 式)

第5 感謝状の様式は、別紙様式2のとおりとする。

感 謝 状

故 ○ ○ ○ ○ 殿

あなたは生存中の御意志に基づきこのたび医学
歯学の教育のために遺体をささげられました
その崇高なお心は医学歯学を志す者にとって大
きな励みをあたえ医学歯学の教育の充実に
大いに寄与されたところでありますよつてこ
に深く感謝の意を表します

令和 年 月 日

文部科学大臣 ○ ○ ○ ○

献体に関して、よくあるご質問とお答え

【献体を考えるにあたって】

問1 献体について詳しい話を聞きたいのですが、どこに連絡すればよいですか。

鳥取大学医学部では、献体に関するすべての手続きを学務課学生係、維持・管理を解剖学講座が担当しています。献体についてのご説明等を希望される場合は、まずは学務課学生係（p. 34 参照）にご連絡ください。また、必要に応じて解剖学講座の教員が説明させていただく場合もございます。

問2 大学の埋納施設を見学したいのですが、可能でしょうか。

鳥取大学医学部はご遺骨とご遺髪を収めるための埋納施設を米子キャンパス内に設置し、慰霊碑を建立しています（p. 33 鳥取大学医学部慰霊碑をご覧ください）。いつでも自由にご見学・ご参拝いただけます。事前に学務課学生係にご連絡いただければ、ご案内させていただくことも可能です。

問3 献体後の遺体はどのように扱われるのでしょうか。

大学に到着したご遺体は、医学教育、臨床解剖教育および医療技術開発のそれぞれに適した方法で薬剤により速やかに保存処置を行います。十分な保存処置がなされた後、一体ずつ保管庫に納め、解剖までの間、保管させていただきます。また、臨床解剖教育及び医療技術開発に使用するご遺体は冷凍保存させていただく場合もございます。当然のことながら、いずれの場合であっても、献体して下さったご本人様、ご家族の皆様に最大の敬意をはらいつつ対応させていただいています。

問4 献体者の慰霊はどうなっていますか。

鳥取大学医学部では毎年5月に、ご遺族・ご家族のご臨席を賜り、無宗教形式で慰霊祭を執り行っております。また、慰霊祭に引き続き、大学構内の埋納施設において、解剖させていただいたご献体者のご遺髪および埋納施設に埋納を希望される方のご遺骨をお納めする埋納式を執り行います。慰霊祭と埋納式の日程等につきましては改めてご案内いたします。なお、日常的に教職員、学生が埋納施設に建立されている慰霊碑に礼拝させていただいています。ご親族・ご家族の皆様も自由にご参拝いただけます。

問5 献体登録することによって、診療上の便宜などがありますか。

献体は、医学・歯学の大学における学生および医師の教育・研修のため、一般の方を含めて広くご自身のご遺体は無条件・無報酬でご提供いただく制度です。したがって、献体登録をしていただいても、診療上、便宜を図ったりすることはありません。献体の趣旨をご理解いただき、「医学のために役立ててほしい」というお気持ちでご賛同いただければと存じます。

問 6 献体では何らかの費用がかかりますか。

献体登録には費用はかかりません。また、献体登録者がお亡くなりになった際にご遺体を納める棺、大学までの搬送及び火葬に関する費用はすべて大学で負担させていただきますので、これらの費用も発生しません。しかしながら、お通夜や告別式を営まれる費用やご葬儀のための棺の費用については大学で負担することはできませんのでご了承ください。

問 7 状況や心境が変わって、献体登録を取り消したり、賛同内容を変更したりしたいときはどうすればいいですか。

献体登録はご本人の自由な意志によって決定されます。したがって、献体登録の取り消しや賛同内容の変更も自由に行っていただけます。「献体登録の取り消し・変更届」(p. 12 様式 2)にご記入いただき、「献体登録証」を同封して担当事務宛(p. 34 参照)にお送りください。なお、献体登録の取り消しや内容変更についてお電話でご相談いただくことは可能ですが、ご本人様の確認を行うために、最終的には必ず必要書類をご郵送ください(p. 34(1))。

【献体登録】

問 8 献体登録が可能な地域はどこですか。

基本的に鳥取県全域と島根県安来市及び松江市周辺とさせていただきます。これらの地域外にお住いの場合は、各県に所在する大学医学部にお尋ねください。なお、以下の2つの質問も含めて、詳細は担当事務(p. 34 参照)にご確認ください。

問 9 献体登録後に鳥取県外に転居しましたが、鳥取大学に献体できますか。

ご遺体を引き取りできる範囲を鳥取県全域と島根県安来市及び松江市周辺に限定しているので献体していただくことができません。大変申し訳ないのですが、これらの地域外の場合は、各県に所在する大学医学部にお尋ねください。

問 10 以前、鳥取大学医学部附属病院でお世話になったので鳥取大学に献体したいのですが可能ですか。

ご遺体を引き取りできる範囲を鳥取県全域と島根県安来市及び松江市周辺に限定しているので献体していただくことができません。大変申し訳ないのですが、これらの地域外の場合は、各県に所在する大学医学部にお尋ねください。

問 11 献体に際して、親族の同意が必要なのは何故ですか。

生前にご本人様が献体へのご意思を表明されていることはもちろんですが、最終的にご遺体を大学に引き渡すかどうかを決めるのはご遺族であるためです。たとえ

ご本人様の献体へのご意志が固くても、ご親族の反対がある場合はご遺体の引き取りを控えさせていただきます。

このため、ご親族の同意を2段階で確認させていただいています。まず、献体登録の際には「献体同意書」（「献体賛同及び申込書」の裏面にあたります）、次いで、献体登録者がお亡くなりになられた際には「献体承諾書」のご記入・ご提出をいただいております。

問12 「医学及び歯学のための献体に関する法律」には、本人が献体の意思を書面で示していれば遺族の承諾は不要と書いてあります。そうであっても親族の同意が必要ですか。

この法律には第三条に「献体の意思は尊重されなければならない。」とありますが、第四条では、ご本人の意思の表明とともに「遺族がその解剖を拒まない場合」という条件がついています。つまり、ご遺族が献体登録者の解剖にご同意いただく必要があります。したがって、「献体賛同書」のご提出に際してご承諾をいただくことと矛盾するものではありません。

問13 同意を得ておく親族の範囲はどれくらいですか。

献体登録に当たってご同意をいただくご親族は、配偶者及び同居・別居を問わず、親、子、兄弟・姉妹などで、ご親族のなかでご本人様と近い方とお考えください。

問14 身寄りがなく同意を得る親族もいない場合でも献体登録をすることができますか。

身寄りのない方であっても献体にご登録いただけます。「献体同意及び申込書」の作成の際に、民生委員の方や後見人、施設や病院の長等に「献体賛同書」にご署名いただくことで献体の申し込みが可能です。また、献体登録者がお亡くなりになった際にも、これらの方に「献体承諾書」のご署名をいただくことでご遺体を引き取らせていただきます。

問15 献体に対して親族の間で異議申し立てがあった場合はどうなりますか。

献体登録の際に「献体同意書」（「献体賛同及び申込書」の裏面にあたります）にご署名のない場合は、ご親族の同意を得られていない（献体に対してご親族で異議がある）ものと判断し、献体登録はできません。また、献体登録者がお亡くなりになり、ご遺族から「献体承諾書」をご提出いただけない場合も同様に、ご親族の同意を得られていない（献体に対してご親族で異議がある）ものと判断し、ご遺体の引き取りを控えさせていただきます。なお、ご遺体を大学にお迎えした後に異議申し立てをいただいてもご希望に添えない場合がございます。「献体同意書」及び「献体承諾書」に署名される際にはご親族でよくお話し合ってください。

【献体登録者がお亡くなりになったとき】

問 16 献体の引き渡しの時期を教えてください。

次の(1)～(3)が考えられます。ご親族の皆様でご相談のうえお決めください。

- (1) お通夜などのご葬儀を行わず、可能な限り早くお引き渡しいただく。
- (2) お通夜をしてから、翌日にお引き渡しいただく。
- (3) お通夜と告別式を終えてから、お引き渡しいただく。

決まりましたら、お引き渡しいただける日時および場所をお知らせください。大学が委託した搬送業者が寝台車でお迎えに上がります。なお、上記以外の場合であっても可能な限り対応いたしますので担当者にご相談ください。

問 17 大学に遺体を引き渡す前に葬儀を営むことは可能ですか。

ご葬儀を営んでいただくことは差し支えありません。ご葬儀の際には、ご遺体を保存するためのドライアイスがお体に接触しないようにして安置してください。また、ご葬儀に3日以上かかる場合にはお引き取りすることができない場合もございます。このような場合は直接担当者にお尋ねください。なお、ご葬儀の費用を大学で負担することはいたしかねますのでご承知おきください。ご遺体のお引き取りにかかる搬送等の費用に限って大学で負担させていただきます。

問 18 大学に遺体を引き渡すまでに数日かかる場合はどうしたらよいでしょうか。

担当者にご相談ください (p. 34(2))。お亡くなりになってから早いうちにドライアイスを入るなどの措置をお願いすることになります。ただし、ご遺体が凍ってしまうと保存処置に支障が生じますので、ドライアイスはご遺体に触れないようにしてください。また、お亡くなりになってから引き渡しまでに3日以上要する場合にはお引き取りすることができない場合もございます。このような場合は直接担当者にお尋ねください。

問 19 土曜日、日曜日、祝祭日または夜間（時間外）に死亡した場合、どこに連絡したらよいでしょうか。

鳥取大学医学部附属病院の時間外受付にお電話ください (p. 34 (2))。まず、受電した職員に「献体」である旨お伝えいただき、献体登録者のお名前、ご対応いただける方のお名前と電話番号をお伝えください。折り返し、担当者から電話を差し上げます。なお、17時～8時30分までに時間外受付にご連絡いただいた場合は、担当者からの連絡が翌朝8時30分ごろになりますことをご了承ください。

問 20 病気・事故・自殺などで体に損傷がある場合でも献体できますか。

損傷の程度によりますが、損傷が軽度で血管が壊れていない場合は献体が可能です。しかしながら、損傷が著しい場合、死後3日以上たっている場合はご献体いた

だくことができない場合がありますのでご承知おきください。いずれにしても、担当者にお電話でご相談ください(p. 34(2))。

問 21 臓器提供（アイバンクを含む）に協力したあとでも献体できますか。

死後に臓器提供でこれらの臓器を摘出すると、体内の血管が切れてしまい、十分な保存処置ができません。このため、臓器提供にご協力いただいた場合は献体していただけません。なお、生前に行われた手術によって臓器を摘出した場合は献体していただけます。次の問をご参照ください。

問 22 大きな病気で臓器の摘出手術を受けていますが献体できますか。

生前にいろいろな病気があったり、手術で臓器を摘出していたりした場合であっても献体していただくことは可能です。

問 23 遠方を旅行中に死亡した場合はどうなりますか。

鳥取大学医学部の場合、献体登録をされていたとしても、ご遺体の引き取りの範囲が鳥取県全域と島根県安来市及び松江市周辺に限っております。大変申し訳ないのですが、これらの範囲を越えて引き取りに伺うことはできませんのでご了承ください。

問 24 医師に病理解剖を勧められた場合はどのようにすればよいでしょうか。また、病理解剖を実施した場合でも献体できますか。

病理解剖も医学の発展には不可欠なものです。病理解剖を勧められたら、担当医師やご親族でよくご相談ください。なお、病理解剖を実施した後は保存処置が行えないので、献体していただくことはできません。あらかじめご了承ください。

問 25 遺体を引き渡す際にはどのような書類が必要ですか？

ご遺体を大学にお引き渡しいただく際には、「献体承諾書」、「死亡診断書（コピー）」および「埋・火葬許可証」または「献体許可証」をそれぞれ一通ご用意ください (p. 7, 3(2)参照)。「埋・火葬許可証」または「献体許可証」は、市町村役場へ「死亡届と死亡診断書（原本）」を提出すると発行されます。「埋・火葬許可証」または「献体許可証」については後日郵送していただいても結構です (p. 7, 3(2)③参照)。

なお、大学構内の埋納施設にご遺骨の埋納を希望される場合は、これらの書類とともに「埋納依頼書」(p. 7, 3(2)④参照) をご用意ください。

注)「死亡診断書」の原本(死亡届と死亡診断書)は「埋・火葬許可証」または「献体許可証」を市町村役場で取得する際に提出することになります。あらかじめコピーをご準備ください。

問 26 棺や大学への搬送の手続き・手配はどのようにしたらよいでしょうか。また費用はどのくらいかかるでしょうか。

棺や大学までの搬送については、すべて鳥取大学が手続きや手配を行わせていただきます。担当者がご遺体をお迎えに伺う時間などを電話でお尋ねしますので、その際にご希望をお聞かせください。棺や大学までの搬送にかかる費用は一切かかりません。しかしながら、ご葬儀などを営まれる場合、棺はご遺族でご準備ください。なお、その際に発生する費用については大学で負担することはできませんのでご了承ください。

問 27 遺体を遺族側で手配した車で大学まで送ってもよいでしょうか。

ご遺族が手配した車で大学に搬送していただくこと自体は差し支えありませんが、事前に担当者にご相談ください。なお、その場合の搬送費用等は大学で負担することはできませんのでご了承ください。

問 28 遺骨の返還時期と方法について教えてください。

鳥取大学医学部では、献体していただいた方のご遺骨のうち頭骨の一部のみを返骨させていただいています。基本的に献体いただいて2～3週間後に頭骨の一部を火葬に付してお返しいたします。なお、臨床解剖教育や医療技術開発のために解剖させていただく場合は手順が異なるため、ご遺骨をお返しする時期が遅くなってしまう場合があります。通常、献体していただいてから1年程度を目途に火葬に付した頭骨の一部をお返しいたします。

ご遺骨のお引渡し場所や日時、方法については、後日、担当者からご連絡を差し上げますので、その際にご都合に良い方法等をご指示ください。

なお、頭骨以外のご遺骨については、解剖を終えてから大学が責任をもって火葬させていただきます。

問 29 遺骨を納める場所もないので遺骨の引き取りは考えていないのですが。

ご遺族のご希望により、大学構内にある埋納施設に納めさせていただくことができます。大学の埋納施設への埋納を希望される場合は、「埋納依頼書」(p. 16 様式4)をご遺体をお引渡しいただくときに、他の書類と併せて係員にお渡しください(p. 7, 3(2)参照)。

【そのほか献体に関する事項】

問 30 献体者に文部科学大臣から感謝状が授与されると聞きました。

ご献体くださった方々には文部科学大臣から感謝状が贈呈されます(p. 24-25)。

問 31 解剖の種類について説明してください。

解剖には、①正常解剖、②病理解剖、③法医学解剖（司法・行政解剖）の3つがあります。

① 正常解剖

医学教育、臨床解剖教育および医療技術開発のための解剖は正常解剖にあたります。したがって、この「献体のしおり」により献体していただいたご遺体の解剖はすべて正常解剖に属します。なお、医学教育（p. 2）、臨床解剖教育（p. 3）および医療技術開発（p. 4）についての詳細は本しおりの冒頭でご説明いたしておりますのでご覧ください。

- 医学教育：医学生が人体の正常な構造を順序立てて観察・理解するもので、医学教育の基礎となり医師の育成には欠かせません。
- 臨床解剖教育：医師が医療安全を一層高めるために詳細な解剖を行いながら手術方法を学んでいくもので、すぐに手術現場で発揮されて患者さんを救うことに役立てられます。さらに、解剖学実習を終えた医学生も臨床解剖教育に参加して人体の構造への理解を深めるとともに、臨床解剖教育で学び続ける医師の姿を見て、倫理観やプロフェッショナリズムを高めてまいります。
- 医療技術開発：手術を受ける患者さんの負担を減らしつつ、医療安全を向上させるために、現場の医師の声に応じて新たな医療機器や手術手技を開発したり、既存の機器や手技を改良したりするための解剖です。

② 病理解剖

死後すぐに、病変を調べるために行う解剖をいいます。

③ 法医学解剖（司法・行政解剖）

異状死体等の死因究明のために行う解剖をいいます。

問 32 医学教育、臨床解剖教育、医療技術開発のいずれの項目にも賛同した場合、献体はどのように解剖されるのでしょうか。

医学教育、臨床解剖教育、医療技術開発のいずれにもご賛同された方については、様々な事情を勘案して、最もふさわしい項目で解剖させていただきます。

鳥取大学医学部慰霊碑

大学内の慰霊碑の場所をご案内いたします。随時、お参りいただけます。

※第3駐車場ゲートを入って駐車してください(30分は無料です)。



鳥取大学医学部慰霊碑

【献体の手続き等に関する連絡先】

(1) 献体に関する書類等の郵送および問い合わせ先（担当事務）

住所: 〒683-8503 米子市西町86

鳥取大学米子地区事務部 学務課学生係 献体担当

電話: (0859) 38-7100

※電話対応可能な時間は、平日（月～金）の8時30分から17時までです。

(2) 献体登録者がお亡くなりになった場合の連絡先

- 平日（月～金）の8時30分から17時まで

鳥取大学米子地区事務部 学務課学生係 献体担当

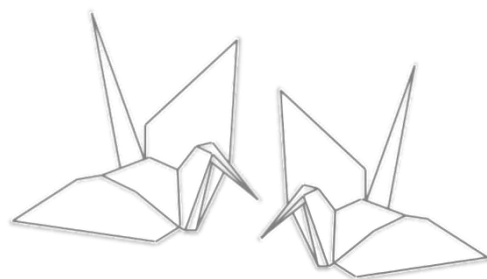
電話: (0859) 38-7100

- 夜間（17時から翌朝8時30分まで）および土・日・祝日、年末年始

鳥取大学医学部附属病院 時間外受付

電話: (0859) 38-7200





鳥取大学医学部「献体のしおり」

2019年5月発行

2025年9月改訂